

資料 8（消防庁）

各省庁と連携し、自治体に積極的な取組を働きかけ



都道府県防災主管課長会議（8月24日）。消防庁国民保護・防災部武居部長より挨拶。



都道府県防災主管課長会議を受けて、各都道府県で市町村への説明会等を開催。
（写真は9月28日に開催された、東京都での区市町村防災主管課長会議の様様）

災害時要援護者対策の計画等の策定を促進するため、全国13か所で国・県・市町村の意見交換会を開催。本年7月の中国・九州北部豪雨を受け、土砂災害対策や、避難勧告等の発令基準策定についても呼び掛けを行っている。

（写真は7月28日に群馬県で開催された意見交換会の模様）



局地的大雨を受けての各都道府県における市町村説明会開催状況

都道府県名		日程
1	北海道	11月以降各市町村を直接訪問
2	青森県	9月8日
3	岩手県	7月31日
4	宮城県	9月11日
5	秋田県	8月11日
6	山形県	9月8日
7	福島県	9月7日
8	茨城県	9月10日
9	栃木県	9月15日
10	群馬県	9月18日
11	埼玉県	9月9日
12	千葉県	9月11日
13	東京都	9月28日
14	神奈川県	8月18日
15	新潟県	9月4日
16	富山県	9月8日
17	石川県	9月8日
18	福井県	8月27日
19	山梨県	9月14日
20	長野県	10月中旬までに各地域ごとに説明
21	岐阜県	8月4日
22	静岡県	県で検討会立ち上げ→結論出してから市町村に説明
23	愛知県	9月8日
24	三重県	9月2日

都道府県名		日程
25	滋賀県	9月11日
26	京都府	9月以降各市町村を直接訪問
27	大阪府	8月26日 9/16・17市長会・町村長会でも説明
28	兵庫県	8月31日
29	奈良県	10月13日
30	和歌山県	8月27日
31	鳥取県	9月7・8日
32	島根県	8月6・11日
33	岡山県	9月2日
34	広島県	8月26日
35	山口県	9月4日
36	徳島県	9月以降各市町村を直接訪問
37	香川県	9月10日
38	愛媛県	9月11日
39	高知県	9月8日
40	福岡県	10月15日
41	佐賀県	8月24日
42	長崎県	9月28日
43	熊本県	9月18日
44	大分県	10月1日
45	宮崎県	9/3以降地区別に順次開催
46	鹿児島県	9月9日
47	沖縄県	9月28日

災害時要援護者対策意見交換会 開催日程

道県名	開催日時	開催場所	都道府県担当部署	電話番号
群馬県	7月28日（火） 13:30～15:30	群馬県地域防災センター 研修室	総務部危機管理室	027-226-2244
栃木県	7月29日（水） 13:30～15:30	栃木県総合文化センター 第1会議室	県民生活部消防防災課 危機管理・災害対策室	028-623-2136
千葉県	7月29日（水） 14:00～16:00	ホテルプラザ菜の花 3階大会議室	総務部消防地震防災課	043-223-2176
岩手県	7月31日（金） 10:30～12:30	岩手県水産会館 5階大会議室	総務部総合防災室	019-629-5153
高知県	8月3日（月） 13:30～16:00	高知県保健衛生総合庁舎 5階会議室	地域福祉部地域福祉政策課	088-823-9090
秋田県	8月7日（金） 13:30～15:30	秋田県第二庁舎 4階災害対策本部室	健康福祉部福祉政策課	018-860-1316
北海道	8月19日（水） 13:30～15:30 8月20日（木） 13:30～15:30 8月21日（金） 13:30～15:30	釧路商工会議所（釧路市）3階研修室 北海道第2水産ビル（札幌市）8階会議室 旭川ターミナルホテル（旭川市）6階「ソレイユ」	総務部危機対策局 防災消防課	011-204-5008
奈良県	9月3日（木） 13:30～16:00	奈良県市町村会館 8階大研修室	総務部知事公室防災統括室	0742-27-8425
埼玉県	9月9日（水） 13:30～16:00	埼玉県自治会館 4階ホール	危機管理防災部消防防災課	048-830-3184
福岡県	10月15日（木） 13:30～15:30	吉塚合同庁舎603 A・B会議室	総務部危機対策局防災消防課	092-643-3113
宮城県	10月28日（水） 13:30～15:30	宮城県庁 2階 第二入札室	保健福祉部 保健福祉総務課	022-211-2507
新潟県	10月30日（金） 13:30～16:00	新潟県庁西回廊大会議室	防災局防災企画課	025-285-5511 内線6418
沖縄県	11月27日（金） 13:30～16:00	沖縄県自治研修所 401・402号研修室	知事公室防災危機管理課	098-866-2143

意見交換会で市区町村から寄せられた意見

避難後の支援体制

要援護者を避難所へ無事に避難させたとしても、要援護者が避難所において生活できるよう、十分な支援体制を整える必要があるのではないか。

施設入居の要援護者への対応

国のガイドラインは主として在宅の要援護者の避難支援に関するものであるが、施設に入居している要援護者の避難支援についても検討をするべきである。

未同意者の避難支援

要援護者名簿への個人情報の記載や地域への提供について同意しなかった要援護者の避難支援が大きな課題。

名簿の更新

地域で管理している名簿と行政で管理している名簿の整合性を図ることが非常に困難である。(定期的な更新は民生委員などの過大な負担となる)

関係機関共有方式

国のガイドラインで示している関係機関共有方式のみで情報収集・共有を行った場合、住民の十分な理解がないままに要援護者対策を進めてしまうことになり、地域の協力を得ることが難しくなる。

水害と震災の区別

同じ災害であっても水害と震災はその対応が大きく異なってくるが、ガイドラインではその区別がなされていない点がある。

支援者・要援護者への情報提供

災害発生時に、避難情報等の発令を支援者・要援護者へ素早く伝達するのが大変難しい。

震災を想定した対策

震災が発生した場合、住民全員が怪我などで要援護者のような状態となることが想定されるので、要援護者のみに特化して「安否確認」「避難支援」等の措置を講ずることにはあまり実益がないのではないか。

つながりが希薄な地域への対応

新興住宅地等、近隣同士のつながりが薄い地域では、共助の仕組み作りがなかなか進まない状況にある。

個別計画の必要性

離島や山間部など、要援護者の数が限られており、避難を行政だけで十分担うことができる体制が整っている場合であっても、個別計画を策定する必要があるのか。

防災意識の高い地域での対応

各町会・自治会等が、すでに様々なやり方で実効性のある避難対策を講じているのに、いまさら行政が地域全体をまとめるのは困難である。

全体計画等の策定状況調査結果 (平成 21 年 11 月 1 日現在速報値)

1 全体計画の策定状況

- ・平成 21 年 11 月 1 日現在で、全団体の 39.6%が策定済み
(平成 21 年 3 月 31 日現在 32.0%)
- ・全団体の 97.8%が策定済みまたは策定中
(平成 21 年 3 月 31 日現在 62.5%)

平成 21 年 11 月 1 日現在では、全団体（1,795 団体）のうち 711 団体（39.6%）が策定済みとなっており、策定中の団体を含めると 1,755 団体（97.8%）となっています。

（平成 21 年 3 月 31 日現在では策定済み 576 団体（32.0%）、策定中の団体を含めると 1,125 団体（62.5%））

※ 全体計画：各市区町村が地域の実情をふまえ、要援護者対策の基本的な方針、要援護者の対象範囲、要援護者についての情報収集・共有の方法など、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにしたもの

2 災害時要援護者名簿の整備状況

- ・平成 21 年 11 月 1 日現在で、全団体の 79.9%が整備中

平成 21 年 11 月 1 日現在では、1,434 団体（79.9%）が整備中であり、要援護者支援に向けた取組が進められています。

（平成 21 年 3 月 31 日現在では 1,196 団体（66.4%））

※ 災害時要援護者名簿：要援護者の名前等が掲載され、災害時に、自治会・町内会、民生委員等が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの

※ 市区町村区域内で一部地域のみで整備されている団体も「整備中」に含まれます。

3 個別計画の策定状況

- ・平成 21 年 11 月 1 日現在で、全団体の 61.8 %が策定中
(平成 21 年 3 月 31 日現在 40.3%)

平成 21 年 11 月 1 日現在では、1,109 団体（61.8%）が策定中であり、要援護者支援に向けた取組が進められています。

（平成 21 年 3 月 31 日現在では 726 団体（40.3%））

※ 個別計画：個々の要援護者ごとに避難支援者との関連づけ等を明らかにした具体的な計画で、災害時に、自治会、町内会、民生委員等が避難支援等を行う際に活用するもの

※ 市区町村区域内で一部地域のみで策定されている団体も「策定中」に含まれます。

川口市の特徴

地域のグループ(班)ごとに集団避難する体制

要援護者の情報を記載したマップの作成

避難の流れ

15~20戸で一つの班を形成
(回覧板を回すぐらいの規模)

マンションでは
1つの階が1つの班



災害発生!!!

班ごとにあらかじめ決めた場所に避難

近隣指定場所

近隣指定場所

一とき避難場所

一次避難場所

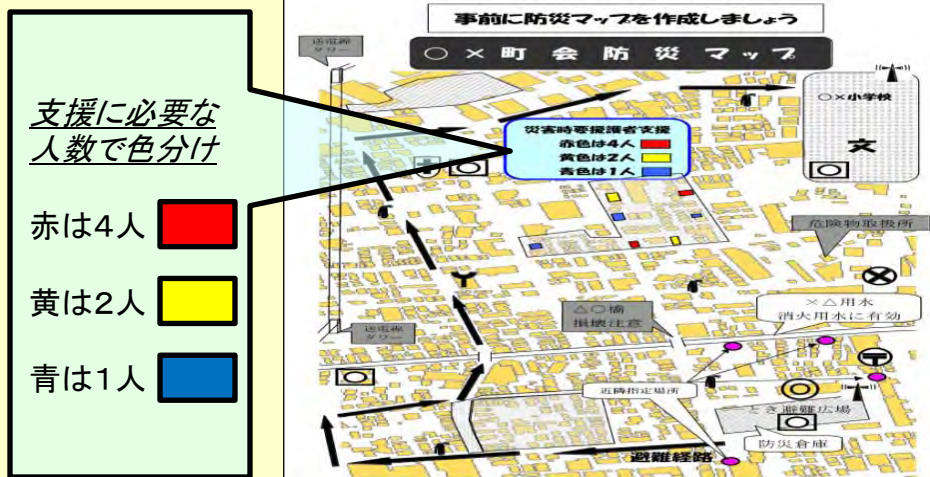
広域避難場所

班ごとに
安否確認

町会(マンショ
ン)ごとに集結
し、一とき避難
場所へ

防災マップ

- 班ごと・自治会ごとに、避難所・避難経路を書き込んだ防災マップを作成
- 防災マップには要援護者情報を避難に必要な人数で色分けして記載



その他

<防災リーダーの育成>

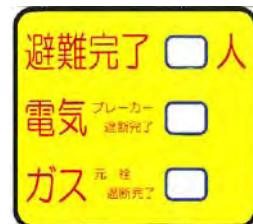
住民に「防災リーダー講習」を実施
→ 班ごとにリーダー育成を目標
(現在約3,200人。今後8,500人まで増員予定)

<防災訓練の実施>

要援護者本人も参加しての訓練
→ 実効性ある訓練を行う

【避難確認ステッカー】

マンションにおい
て、避難時に
出入口の扉に貼
ることで、避難済
みか外から簡単
に確認できる



野田市の特徴

きめ細やかな避難情報を発令

自主防災組織等の責任者を中心とした支援者相互の連携

きめ細やかな避難情報を発令

要援護者の早期避難を促すため
きめ細やかな避難情報を発令

「要援護者準備情報」を独自に設定

野田市
独自

国が示し
た基準

避難情報	要援護者	一般
要援護者準備情報	避難準備	—
要援護者避難勧告 （一般避難準備）	避難開始	避難準備
避難勧告	避難	避難開始
避難指示	直ちに避難完了	

名簿の作成方法

自主防災組織等の責任者

登録申請書を住民に配付・回収

市役所

行政が保有している情報と突合
し漏れている者を抽出

職員と協力して訪問調査を実施

同意者：要援護者台帳に登録
未同意者：未登録者台帳に登録

自主防災組織等の責任者を中心とした 支援者相互の連携

避難情報発令

災对本部の福祉
班（25名程度）が要援
護者台帳を持参
（不同意者名簿も含む）

市役所

（代理）

自主防災組織等の責任者
（約380名）

- ・ 要援護者の避難支援を行うよう指示
- ・ 避難支援を終えた支援者を他の要援護者の支援に加勢させる



支援者



支援者



支援者

静岡市消防防災局などで導入しているシステム

災害要援護者の安全を確保する多彩な機能

静岡市消防防災局の特徴

大規模・複雑化など、多様化する災害への柔軟な対応

要援護者向け多彩な受付機能

1、要援護者向け緊急通報受付装置

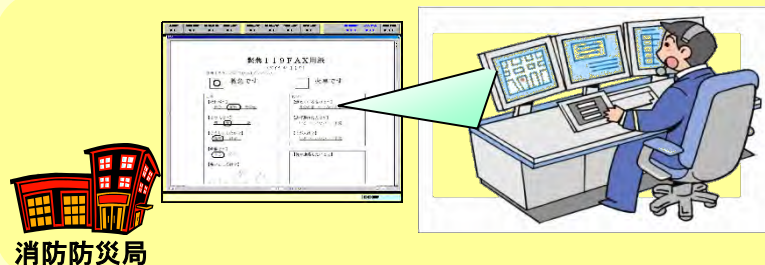
聴覚障害者や携帯電話に不慣れな利用者においても迅速に利用可能な携帯電話を用いた通報サービスを提供する

- 携帯電話のGPS機能を利用した通報者の位置情報の取得
- 通報種別や質問回答等を選択方式の採用による簡易入力
- 事前利用者登録による通報した利用者の特定



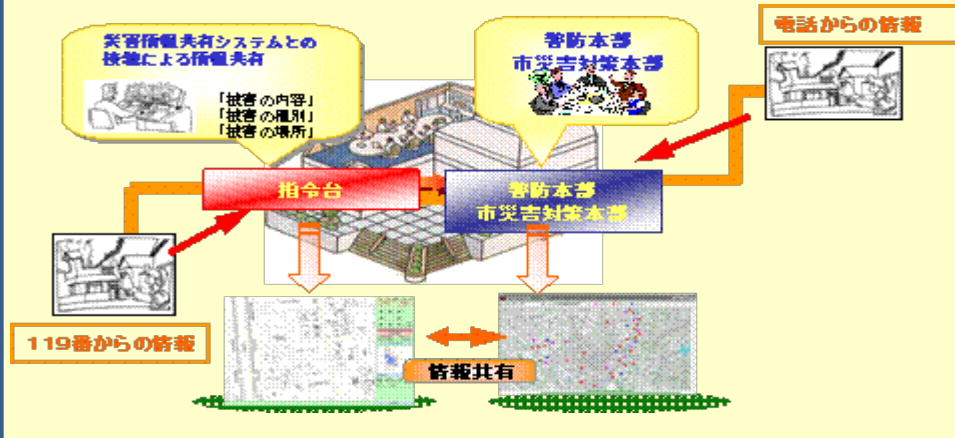
2、FAX119番システム

聴覚障害者からの119番通報を指令台において直接受信できるため、一般通報と同様に迅速な出場指令が可能となる



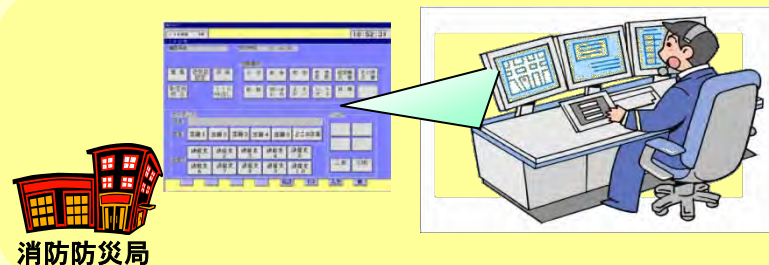
災害情報共有システム

市災害対策本部、警防本部、作戦室、指令室、各署所間で災害情報、被害情報、通報情報、要請・対応情報など、災害対策に必要な情報の共有を行う



5ヶ国語対応受付システム

119番通報してこられた日本語の話せない方に対して、指令台にあらかじめ登録しておいた音声を送出し、タッチパネルを利用して『YES』、『NO』応答方式で会話を可能にする



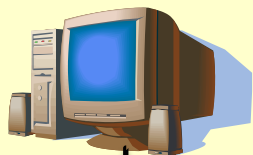
兵庫県西宮市（人口約48万人）

西宮市の 特徴

情報システムの活用

地域安心ネットワークシステム

住基システム



連動

住所・年齢等の個人
情報を自動的に更新

地域安心
ネットワークシステム



要援護者情
報を入力
↓
システム上
で名簿作成

GISを用いて要援護者情報を関係部署が一覧で把握



三重県尾鷲市（人口約2万人）

尾鷲市の 特徴

高い防災意識・素早い対応

行政と住民が迅速な対応（H21台風18号）

10/6
11:00

災害時要援護者施設に注意喚起

10/7
8:30

避難所を開設、受入開始
自主防災会長へ注意喚起

35人
が避難

14:53 波浪警報

10/7
16:00

全市に避難準備情報を発表

307人
が避難

18:51暴風波浪警報 21:36大雨洪水暴風波浪警報

10/7
23:15

全市に避難勧告を発表

11人
が避難

5分で逃げれば被災者ゼロ！



市庁舎に掲げられている横断幕。
「揺れてから 5分で逃げれば被災者ゼロ！」

自主防災組織による 津波避難訓練

【港町地区での取組例】

- ・年2回、夜間に避難訓練（避難が難しい夜に逃げられれば、昼も逃げられるという考えから）
- ・リアカー、背負い帯を使って要援護者の搬送訓練

兵庫県豊岡市（人口約9万人）

豊岡市の 特徴

住民意識の向上

まるごとまちごとハザードマップ

市中に「過去の浸水深」や「避難所」を表示し、市全体をハザードマップに！

➡ **洪水への意識の高揚**

表示記号



洪水

河川氾濫の場合の水位を示す



避難所

災害発生時の安全な建物を示す



堤防

当該地域を守っている堤防を示す

表示例



新潟県見附市（人口約4万人）

見附市の 特徴

具体的で明確な基準

参集と避難勧告等の具体的基準

水害時の基準として雨量等を目安とした行動基準を整備

➡ **職員が迅速・的確に行動可能に**

1時間雨量	3時間雨量	体制
20mm予想	—	警戒準備体制(当番者参集)
20mm超	40mm超	第1次配備(警戒体制)
30mm超	60mm超	第2次配備(警戒本部設置)
—	80mm超	第3次配備(災対本部設置)
—	90mm超	避難準備情報発令
—	100mm超	避難勧告発令
住民避難の必要性が高いと市長が判断したとき		避難指示発令

地域への迅速な情報提供

避難情報発令！

市町村

➡ FAX・メールなど

町会長等

➡ 電話連絡網など

地域住民



FAXは市から貸出し

※防災訓練には約1万人が参加！

愛知県清須市(人口約7万人)

清須市の 特徴

住民が自主的に判断

逃げどきマップで自主的判断を促す



ハザードマップにおいて

- ・ 市内の各河川ごとに
- ・ 決壊した場合の浸水危険度で色分け



色ごとに逃げるタイミングをチャート化

スタート	ご自宅は 何階建てですか？ (集合住宅の場合は お住まいの階層です か？)	お住まいの 位置を 地図中で 探して ください		あなたの ご家族での 行動指針	
		お住まいの 位置を 地図中で 探して ください	お住まいの 位置を 地図中で 探して ください	【浸水前では】 ○避難 △自宅に待機 ※1階以上の浸水 の危険性が高ま	【浸水後では】 △自宅に待機 ※1階以上の浸水 の危険性が高ま
4階以上	4階以上	赤	赤	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機
	2階、3階	黄	黄	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機
	1階	青	青	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機
2階、3階	4階以上	赤	赤	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機
	2階、3階	黄	黄	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機
	1階	青	青	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機
1階	4階以上	赤	赤	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機
	2階、3階	黄	黄	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機
	1階	青	青	○避難 △自宅に待機	△自宅に待機

住民の自主的判断を支援

島根県松江市(人口約19万人)

松江市の 特徴

ゆるやかな連携による避難支援

法吉地区での要援護者支援活動

国の示す個別計画では……

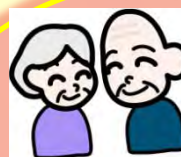
「誰が」「誰を」助けるのかを明記



法吉(ほっき)地区では……

ゆるやかな連携によって避難支援

ゆるやかな連携



おねがい会員
(約150名)



まかせて会員
(約220名)

災害時には、「まかせて会員」が「おねがい会員」を
避難支援！

松江市では、この取組みを
参考にして「地域で見守り・
助け合い事業」を展開



「おねがい会員」が「まかせて会員」を支援

那智勝浦町の特徴

自主防災組織中心に集団避難

住民が協力して避難路を整備



津波避難場所への経路に、手作りの手すりを取り付け



北浜区自主防災組織では、各組が年に3回避難路の草刈り作業を行う

津波避難訓練では要援護者支援の訓練も



車いすの方への避難支援訓練。実際に津波が来れば、津波避難場所への階段を大急ぎで上らなければならない



津波避難訓練の様子



各組が自分たちで決めた避難場所に避難

横浜市南区
の特徴

介護事業者との連携による要援護者支援

介護事業者と要援護者の支援に関する協定を締結

▲横浜市南区はこんなところ▼

＜高齢化率＞	市内2位
＜独居高齢世帯＞	市内1位
＜人口密度＞	市内1位

+

南関東地震の被害想定では・・・



4軒に1軒
が被害！

事業者との連携で
要援護者を支援

→ 要援護者の危険性大！

介護事業者との締結協定の概要

締結事業者 25事業者 （地域ケアプラザ、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者）

対象人数 3,000名 （南区内の災害時要援護者約7,000名のうち、事業者が契約している要援護者が対象）

協定内容

- ・ 介護保険事業者と南区役所で、災害発生に備え、平常時から要援護者の安否確認等の支援体制づくりを行うこと
- ・ 介護保険事業者は、災害時に、速やかにサービス利用者の安否確認を行い、南区役所に報告すること
- ・ 介護保険事業者は、災害時の安否確認のほか、南区からの要請により、生活支援や避難場所への誘導などの支援活動に協力を行うこと など

災害時要援護者支援の取組に関する協力協定

(目的)

第1条 この協定は、〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と横浜市南区（以下「乙」という。）が、災害時における要援護者の安否確認及び支援活動（以下「支援活動等」という。）等を行ううえで、平常時から連携を深めるために必要な事項を定めるものとする。

(要援護者)

第2条 この協定における要援護者の範囲は、甲が提供する福祉サービスを利用する者の中から別に定める。

(協力要請)

第3条 乙は、災害時における要援護者の支援活動等について協力を得る必要が生じたときは、甲に対し、協力要請することができるものとし、甲は可能な協力を行うものとする。

2 甲は、災害による被害が大きく、緊急に要援護者の支援活動等を行う必要があると判断したときは、乙の協力要請を待たずに、支援活動等を開始することができる。

(支援活動等)

第4条 甲は、支援活動等により知り得た要援護者の支援活動等に関する情報を、乙に速やかに提供するものとし、その内容は、別に定めるとおりとする。

(活動に対する支援)

第5条 乙は、甲が行う支援活動等が円滑に実施されるよう、予算の範囲内で必要な支援を行う。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成21年 月 日

甲 横浜市南区□□□ ■■■■

〇〇〇〇 〇〇〇〇

所長 〇〇 〇〇

乙 横浜市南区花之木町3-48-1

横浜市南区

南区長 森田 信英

沖縄における台風対策

沖縄の特徴

台風が当たり前の環境にあり、住民の意識が高い

住家にも台風対策の知恵と工夫が随所に見られる

台風に対する住民の意識

【沖縄県各市町村電話ヒアリング調査より】

・災害発生時には福祉部局が名簿に基づいて電話をかける。避難したいという方がいれば、必要なときは職員が出向いて避難を手伝う。その際、避難所に毛布やベッド等を準備したりもする。(北谷町)

・住宅のほとんどがコンクリート造で避難を要しない。また、最近の台風で人的被害はでていない。(多良間村)

・台風が近づけば、福祉課員が独居老人等の要援護者宅を見回り、庭の片付けを手伝ったり、親類の家に避難を薦めたりしている。(本部町)

・台風で人的被害ほとんどないが、風が弱いというわけではなく、車のドアミラーが反転するほど風が強くなる。しかし、みんな台風慣れており、台風が接近すれば外出する人はほとんどいない。車もほとんど走っていない。観光客はホテルに缶詰になる。木造家屋に住む人は窓や扉に板を打ち付けるなど普通に行っている。(本部町)

・家屋がしっかりしているので、自宅が一番安全。風速20mになればバスも動かず、みんな屋内でじっとしている。大型河川も少ない。小さな河川のそばに住んでいる人は、親類の家などに避難しているようだ。避難所は指定しているが、ほとんど活用されない。(那覇市)

沖縄の住家に見られる特徴



台風時の飛来物に備え、花ブロックなどで囲んでいる。



古くは樹木で屋敷を囲み防風林として活用されていた。ブロック塀に変わっていく流れもあったが、近年は社会的な動きの中で、フクギ等を植える人も増えてきたという。



雨戸がない家は格子を取り付ける。最近はデザイン性も兼ね備えた格子が人気。



最近よく見られるグリーンネット。飛来物を避けるため軒から垂らしたり、庭木にかぶせ保護したりと活躍している。

大東レスキュー隊
の特徴

学校と地域との連携活動の新しいモデル

新たな地域防災力として活躍が期待される

「高島平再生プロジェクト」から生まれた様々な防災活動

高島平再生プロジェクト → 「団地入居プログラム」

団地の24室を借り上げ、大東文化大学の学生が団地に入居しながらボランティア活動

2008年5月、入居学生を中心に「大東レスキュー隊」が結成された

主な活動

- ①訓練や講習会を行う
- ②板橋区花火大会(8月、荒川河川敷)の警戒従事
- ③地域住民への指導(消火器の使用方法など)
- ④地元高齢者との触れ合い(コミュニティカフェ、団地内のパトロールなど)



百恵の郷
の特徴

発災時の事業継続の計画を策定

地震などの災害に対応した事業継続計画

1. 災害発災時の職員の行動基準

- 地震時(東海地震を含む)と風水害時(大雨・洪水等)の2つを策定済
- 災害発生の各段階(地震は5段階、風水害は3段階)ごとに職員の行動基準・各部所の運用方針を決めておく

2. 物資の備蓄と非常食献立表の作成

- 3日間食料の調達ができない事態を想定し、3日間の非常食献立表を作成し、食料を備蓄
- 食料以外にも、ハンマー等の簡単な救助資機材や応急セット、AED等の防災備品を準備
- 水道、電機等のライフラインがストップした場合に備え、発電機・飲料水も準備

3. 新型インフルエンザのBCPを策定

- 静岡県が老人福祉施設協議会と共同で作成したガイドラインに基づいて策定
- 基本方針の他、インフルエンザ発生前と発生後の危機管理体制について記述
- 稼働不能職員がいることを想定し、各重要業務ごとに対応方針・人員配置案を策定
- 食料を備蓄するとともに、不測の事態に備えるため、近隣の関係機関等からの支援について規定(当該関係機関が食糧不足に陥った場合の支援についても規定)

百恵の郷



＜設立法人＞
社会福祉法人 湖成会

＜開設年月日＞
平成11年4月1日



＜定員＞

入所	50名
短期入所生活介護	10名
通所介護	40名

特別養護老人ホーム百恵の郷・グループホームあった家 風水害時（大雨・洪水等）の職員行動基準

version1

	注意情報発令時				警報情報発令時①				警報情報発令時②(風水害発生時)			
	【通常体制】 富士山南西に大雨・洪水・波浪等「注意報」が発表されたとき ※気象の変化、報道に注意する				【警戒体制（第1次配備）】 富士山南西地区に大雨・洪水・波浪等警報が発令され、大型で非常に強い台風の進路に当該地域が含まれると気象庁で予測されたとき、又は洪水・浸水・土砂崩れ・家屋の倒壊等が当該施設で発生したとき				【非常体制（第2次配備）】 富士山南西地区に大雨・洪水・波浪等警報が発令され、大型で非常に強い台風が当該地域に上陸すると気象庁で予測されたとき、又は洪水・浸水・土砂崩れ・家屋の倒壊等が当該施設で発生したときおよび避難準備情報が発令されたとき			
	日中（および日勤者）		夜（および夜勤者）		日中（および日勤）		夜（および夜勤者）		日中（および日勤）		夜（および夜勤者）	
	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職
出勤前	風水害情報を入手する	風水害情報を入手する	風水害情報を入手する	風水害情報を入手する	風水害情報を入手し災害対策本部設置の準備。必要に応じて緊急連絡網で施設の対応を伝達する。また交通事情等を勘案し早目に出動	風水害情報を入手し必要に応じて上職に業務の確認をする	風水害情報を入手し災害対策本部設置の準備。必要に応じて緊急連絡網で施設の対応を伝達する。また交通事情等を勘案し早目に出動	風水害情報を入手し必要に応じて上職に業務の確認をする。また交通事情等を勘案し早目に出動	風水害情報を入手し災害対策本部設置の準備。必要に応じて緊急連絡網で施設の対応を伝達する。また交通事情等を勘案し早目に出動	風水害情報を入手し必要に応じて上職に業務の確認をする	風水害情報を入手し災害対策本部設置の準備。必要に応じて緊急連絡網で施設の対応を伝達する。また交通事情等を勘案し早目に出動	風水害情報を入手し必要に応じて上職に業務の確認をする。また交通事情等を勘案し早目に出動
出勤途上時	通常	通常	通常	通常	近隣情報・交通情報等入手し注意して出動	近隣情報・交通情報等入手し注意して出動	近隣情報・交通情報等入手し注意して出動	近隣情報・交通情報等入手し注意して出動	近隣情報・交通情報等入手し注意して出動	近隣情報・交通情報等入手し注意して出動	近隣情報・交通情報等入手し注意して出動	近隣情報・交通情報等入手し注意して出動
就業時間時	業務継続	業務継続	業務継続	業務継続	業務継続・災害対策本部設置	業務継続・災害予防	業務継続・災害対策本部設置	業務継続・災害予防	業務継続・災害対策本部設置	業務継続・災害予防	業務継続・災害対策本部設置	業務継続・災害予防
帰宅途上	通常	通常	通常	通常	近隣情報・交通事情等入手し注意して帰宅	近隣情報・交通事情等入手し注意して帰宅	近隣情報・交通事情等入手し注意して帰宅	近隣情報・交通事情等入手し注意して帰宅	近隣情報・交通事情等入手し注意して帰宅	近隣情報・交通事情等入手し注意して帰宅	近隣情報・交通事情等入手し注意して帰宅	近隣情報・交通事情等入手し注意して帰宅
夜間・休日	通常	通常	通常	通常	自宅の安全を確認後、必要に応じて出動。災害対策本部設置	施設近隣職員は自宅待機。必要に応じ自宅の安全と周辺状況の確認後出動要請あり	自宅の安全を確認後、必要に応じて出動。災害対策本部設置	施設近隣職員は自宅待機。必要に応じ自宅の安全と周辺状況の確認後出動要請あり	自宅の安全を確認後出動。災害対策本部設置	全職員自宅待機。必要に応じ自宅の安全と周辺状況の確認後出動	自宅の安全を確認後出動。災害対策本部設置	全職員自宅待機。必要に応じ自宅の安全と周辺状況の確認後出動
出張・外出	通常		通常		原則ただちに帰社もしくは中止		原則中止		原則ただちに帰社もしくは中止		原則中止	

* 防災配置(自衛消防隊一覧)は別に定めた別表6-1の②を参照

特別養護老人ホーム百恵の郷・グループホームあった家 部署別 風水害時（大雨・洪水等）の施設運営方針と職員対応

	注意情報発令時		警報情報発令時①		警報情報発令時②(風水害発生時)	
	【通常体制】 富士山南西に大雨・洪水・波浪等「注意報」が発表されたとき ※気象の変化、報道に注意する		【警戒体制（第1次配備）】 富士山南西地区に大雨・洪水・波浪等警報が発令され、大型で非常に強い台風の進路に当該地域が含まれると気象庁で予測されたとき、又は洪水・浸水・土砂崩れ・家屋の倒壊等が当該施設で発生したとき		【非常体制（第2次配備）】 富士山南西地区に大雨・洪水・波浪等警報が発令され、大型で非常に強い台風が当該地域に上陸すると気象庁で予測されたとき、又は洪水・浸水・土砂崩れ・家屋の倒壊等が当該施設で発生したときおよび避難準備情報が発令されたとき	
	お客様の対応	職員の対応	お客様の対応	職員の対応	お客様の対応	職員の対応
百恵の郷 入所	通常業務継続。お客様に不安を抱かせないよう細心の注意を払う		原則通常業務。警報発令時の時間や台風の最接近の時間によっては、同日に新規入所がある場合、家族と相談の上時間調整する。食事提供時間を早める。台風の最接近の時間にかからないよう、入浴や食事提供も早める。また、お客様に不安を抱かせないよう適切な声かけをする		原則通常業務。警報発令時の時間や台風の最接近の時間によっては、同日に新規入所は延期する。食事提供時間を早める。台風の最接近の時間にかからないよう、入浴や食事提供も早める。また、お客様に不安を抱かせないよう適切な声かけをする	「災害対策本部」を設置の上、原則通常業務。一般職員で通廊区間に雨量により通行止め等になる者は早めに帰宅できるような配慮する一方で、所属風域以上の参集と施設近隣職員等の緊急出動体制を確保する。また施設設備の確認と風水害に備えた防護の実施、非常用品の確認、停電時の備え等をする。情報収集はTV・インターネット等を中心に、30分ごとに最新情報をチェックし、特に近隣地域の風水害情報を入手する。特に送迎等で移動しなければならない場合は、土砂・洪水等の災害危険予測箇所を避けて移動する
百恵の郷 短期入所			警報発令時の時間や台風の最接近の時間（例えば朝10時に暴風域に入る等）によっては、入所時間の変更もある。また同日退所の方に対しても、送迎時間の確保と風水害に備えた防護の実施、非常用品の確認、停電時の備え等をする。情報収集はTV・インターネット等を中心に、30分ごとに最新情報をチェックし、特に近隣地域の風水害情報を入手する。特に送迎等で移動しなければならない場合は、土砂・洪水等の災害危険予測箇所を避けて移動する		警報発令時の時間や台風の最接近の時間（例えば朝10時に暴風域に入る等）によっては、入所時間の変更もある。また同日退所の方に対しても、送迎時間を調整し、早め自宅に送る等の措置をとる。また、施設が損壊を被ったときにはサービスを中止する必要がある。それ以外の場合は、お客様に不安を抱かせないよう適切な対応の下サービスを継続する	警報発令時の時間や台風の最接近の時間（例えば朝9時に暴風域に入る等）によっては、その日のサービスを中止する場合もある。警報が発令され、且つ時刻以降に最も警戒が必要になる際は、送迎時間を早め自宅に送る。また、施設が損壊を被ったときにはサービスを中止する場合がある。いずれにしても警報が発令された時点で、家族への引渡しのための連絡体制や引渡しの準備をする
通所介護			原則通常業務。但し、警報発令時の時間や台風の最接近の時間およびお客様宅周辺の被害状況や避難勧告状況によっては、お客様の同意を得てサービス提供時間の変更や短縮および中止を行う場合がある		警報発令状況やお客様宅周辺の被害状況や避難勧告状況により、お客様の同意を得てサービス提供時間の変更や中止を行う場合がある	警報発令状況やお客様宅周辺の被害状況や避難勧告状況により、お客様の同意を得てサービス提供時間の変更や中止を行う場合がある
訪問介護			通常業務。提供時間中に発表されても提供時間はサービス提供する		通常業務。但し、訪問時は土砂・洪水等の災害危険予測地域を避けて移動する。また派遣宅の周辺の被害状況や危険箇所を確認した上で行動し、派遣が中止になった場合には在宅利用者の安否確認や家族等への連絡を電話等で実施する	通常業務。但し、訪問時は土砂・洪水等の災害危険予測地域を避けて移動する。また派遣宅の周辺の被害状況や危険箇所を確認した上で行動し、派遣が中止になった場合には在宅利用者の安否確認や家族等への連絡を電話等で実施する
居宅・在セン	通常業務。外出時は百恵の郷に出来る限り早く帰設する		原則通常業務。但し、警報発令状況やお客様宅周辺の被害状況や避難勧告状況により、出来る限り訪問は控える一方で、在宅の利用者の安否確認を電話等にて実施する		原則通常業務。但し、外出は最低限とし、百恵の郷に出来る限り早く帰設又は百恵の郷内のお客様対応や在宅利用者の安否確認や家族等への連絡を電話等で実施する	原則通常業務。但し、外出は控え、百恵の郷に出来る限り早く帰設又は百恵の郷内のお客様対応や在宅利用者の安否確認や家族等への連絡を電話等で実施する
グループホーム あった家			入所と同じ対応	入所と同じ対応	入所と同じ対応	入所と同じ対応

特別養護老人ホーム百恵の郷・グループホームあった家 地震時（東海地震含む）の職員行動基準（勤務状況等）

	観測情報発令時				注意情報発令時				予知情報(警戒宣言)発令時				海地震発生時または震度6以上の地震が発生した時				震度4以上6未満の地震が発生した時				
	【警戒体制(第1次配備)】 観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないとわかった場合				【警戒体制(第1次配備)】 観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合 ※施設に出動する場合に備え3日分の衣類・飲料水・食糧を準備する				【非常体制(第2次配備)】 東海地震の発生のおそれがあると判断した場合 ※施設に出動する場合は3日分の衣類・飲料水・食糧を持参する				【非常体制(第2次配備)】 東海地震が発生した場合、または震度6以上の地震が発生した場合 ※施設に出動する場合は3日分の衣類・飲料水・食糧を持参する				【警戒体制(第1次配備)】 警戒の発令なく突発的に震度4以上6未満の地震が発生した場合 ※施設に出動する場合は3日分の衣類・飲料水・食糧を持参する				
	日中(および日動中)		夜(および夜動中)		日中(および日動中)		夜(および夜動中)		日中(および日動中)		夜(および夜動中)		日中(および日動中)		夜(および夜動中)		日中(および日動中)		夜(および夜動中)		
	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	
出勤前	情報を入手し1時間以内に出動	情報を入手する	情報を入手し1時間以内に出動	情報を入手する	自宅の安全確認後1時間以内に出動。災害対策本部の設置	自宅の安全確認後1時間以内に出動。災害対策本部の設置	自宅の安全確認後1時間以内に出動。災害対策本部の設置	自宅の安全確認後1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置	自宅の安全確認後1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置	自宅の安全確認後1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置	自宅の安全確認後1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置					自宅の安全確認後1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置	情報を入手する	自宅の安全確認後1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置	情報を入手する		
出勤途上	通常出動	通常出動	通常出動	通常出動	通常出動	通常出動	通常出動	通常出動	通常出動	自宅の安全確認後ただちに出勤。災害対策本部の設置	自宅の安全確認後ただちに出勤。災害対策本部の設置	自宅の安全確認後ただちに出勤。災害対策本部の設置	【職員】 自分の安全を確保し家族の安否を確認する。その後施設に参集。(3日分の必要荷物を持参する)。災害対策本部(施設)に連絡を入れる。※0544-67-0672万が一連絡がとれない場合でも、自分と家族の安否と対応がひと段落ついた時点で、施設に参集する。業務は災害対策本部の指揮のもと、防災配置とする 【災害対策本部】 職員安否確認チェックシートに職員の安否を災害対策本部が確認する。施設からの連絡がない、および施設に連絡が繋がらない場合は、職員自らが施設に連絡を入れる					自宅の安全を確認等にて確認後ただちに出勤。災害対策本部の設置	自宅の安全を確認等にて確認後ただちに出勤。災害対策本部の設置	自宅の安全を確認後出動	自宅の安全を確認後出動
就業時間	情報収集・災害対策本部の設置。防災対策の準備	防災対策の準備・業務継続	情報収集・災害対策本部の設置。防災対策の準備	防災対策の準備・業務継続	情報収集・災害対策本部の設置。防災対策の準備	防災対策の準備・業務継続	情報収集・災害対策本部の設置。防災対策の準備	防災対策の準備・業務継続	災害対策本部で災害対策の実施・防災配置	防災配置	災害対策本部で災害対策の実施・防災配置	防災配置					災害対策本部で災害対策の実施	状況に応じて防災配置・業務継続	災害対策本部で災害対策の実施	状況に応じて防災配置・業務継続	
帰宅途上	通常帰宅	通常帰宅	通常帰宅	通常帰宅	一時帰宅し安全確認後2時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。防災配置	通常帰宅・自宅待機	一時帰宅し安全確認後2時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。防災配置	通常帰宅・自宅待機	一時帰宅し安全確認後1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置	通常帰宅。状況に応じてその後職員の参集もあるため自宅の防災対策を実施しておく	一時帰宅し安全確認後1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置	通常帰宅。状況に応じてその後職員の参集もあるため自宅の防災対策を実施しておく					一時帰宅し安全確認後2時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。防災配置	通常帰宅・自宅待機。状況に応じて施設近隣職員の参集あり	一時帰宅し安全確認後2時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。防災配置	通常帰宅・自宅待機。状況に応じて施設近隣職員の参集あり	
夜間・休日	自宅の安全確認後、必要に応じて出動。災害対策本部の設置	自宅待機	自宅の安全確認後、必要に応じて出動。災害対策本部の設置	自宅待機	自宅の安全確認後、2時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置・防災配置	自宅待機	自宅の安全確認後、2時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置・防災配置	自宅待機	自宅の安全確認後、1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置・防災配置	自宅待機。状況に応じて緊急の職員の参集もあるため自宅の防災対策を実施しておく	自宅の安全確認後、1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置・防災配置	自宅待機。状況に応じて緊急の職員の参集もあるため自宅の防災対策を実施しておく					自宅の安全確認後、1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置・防災配置	自宅待機。状況に応じて施設近隣職員の参集あり	自宅の安全確認後、1時間以内に出動。出動の有無を施設長に連絡する。災害対策本部の設置・防災配置	自宅待機。状況に応じて施設近隣職員の参集あり	
出張・外出	原則ただちに帰社。施設長および上職に連絡を入れる		交通事情を加味し原則ただちに帰社。場合により現場にて待機後ただちに帰社。施設長および上職に連絡を入れる		原則ただちに帰社。施設長および上職に連絡を入れる		交通事情を加味し原則ただちに帰社。場合により現場にて待機後ただちに帰社。施設長および上職に連絡を入れる		原則ただちに帰社。施設長および上職に連絡を入れる				交通事情を加味し原則ただちに帰社。場合により現場にて待機後ただちに帰社。施設長および上職に連絡を入れる				交通事情を加味し原則ただちに帰社。場合により現場にて待機後ただちに帰社。施設長および上職に連絡を入れる				

* 防災配置（自衛消防隊一覧）は別に定めた別表6-1の①を参照

特別養護老人ホーム百恵の郷・グループホームあった家 部署別 地震時（東海地震含む）の施設運営方針職員対応

	観測情報発令時		注意情報発令時		予知情報（警戒宣言）発令時	
	【警戒体制（第1次配備）】 観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないとわかった場合		【警戒体制（第1次配備）】 観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合		【非常体制（第2次配備）】 東海地震の発生のおそれがあると判断した場合	
	お客様の対応	職員の対応	お客様の対応	職員の対応	お客様の対応	職員の対応
入所（大家）	通常業務。お客様に不安を抱かせないよう細心の注意を払う	通常業務。倒れやすい物、落下の恐れがある物をチェックし、2次災害防止	入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合は、家族と相談の上対応する	通常業務。倒れやすい物、落下の恐れがある物をチェックし、2次災害防止。水の確保、お風呂の使用を一部禁止	入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合、家族と相談の上対応する。入浴禁止	通常業務。倒れやすい物、落下の恐れがある物をチェックし、2次災害防止・水の確保、お風呂の使用禁止、火気使用禁止。主任以上は出動。地震発生に備え、非難経路確保など万全の体制にする
短期（大家）			家族への引渡しのための健落体制や引渡しの準備をする		家族へ引き渡し	
入所（新家）			入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合は、家族と相談の上対応する		入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合、家族と相談の上対応する。入浴禁止	
短期（新家）			家族への引渡しのための健落体制や引渡しの準備をする		家族へ引き渡し	
通所介護			家族への引渡しのための健落体制や引渡しの準備をする		家族へ引き渡し	
訪問介護	通常業務。提供時間中に発表されても提供時間は消化する	通常業務。発表後のサービスはお客様の同意を得て中止する	通常業務。外出時は百恵の郷に戻る	通常業務。主任以上は休日も出勤	通常業務。主任以上は休日も出勤	通常業務。主任以上は休日も出勤
居宅・在セン		通常業務。外出時は百恵の郷に戻る	百恵の郷にてお客様対応	通常業務。外出時は百恵の郷に戻る		
あった家		通常業務。倒れやすい物、落下の恐れがある物をチェックし、2次災害防止	百恵の郷にてお客様対応	通常業務。倒れやすい物、落下の恐れがある物をチェックし、2次災害防止・水の確保	入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合、家族と相談の上対応する。入浴禁止	入所と同じ対応

	震度4以上6未満の地震が発生した時	
	【警戒体制（第1次配備）】 警報の発令なく突発的に震度4以上6未満の地震が発生した場合	
	お客様の対応	職員の対応
入所（大家）	入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合、家族と相談の上対応する。入浴禁止	通常業務。倒れやすい物、落下の恐れがある物をチェックし、2次災害防止・水の確保、お風呂の使用禁止、火気使用禁止。主任以上は出動。地震発生に備え、非難経路確保など万全の体制にする
短期（大家）	入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合、家族と相談の上対応する。入浴禁止	
入所（新家）	入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合、家族と相談の上対応する。入浴禁止	
短期（新家）	入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合、家族と相談の上対応する。入浴禁止	
通所介護	お客様の安全対策を講じ、身体等の状態確認をする。その後家族への引渡しのための健落体制や	
訪問介護	営業中止、お客様に同意を得ること	通常業務。主任以上は休日も出勤
居宅・在セン	百恵の郷にてお客様対応	通常業務。外出時は百恵の郷に戻る。主任以上は出勤
あった家	入所継続。安全対策をすること。新規入所がある場合、家族と相談の上対応する。入浴禁止	入所と同じ対応

非常食献立表

※非常食を活用した献立

	1日目	2日目	3日目
朝	アルファ白米40食・レトルト煮魚	アルファ白米40食・ふりかけ	アルファ乾燥梅粥40食
	アルファ乾燥梅粥20食・レトルト煮魚	アルファ乾燥白粥20食・ふりかけ	アルファ乾燥梅粥20食
昼	アルファ五目40食・白桃缶詰	カレーライス40食・みかん缶詰	アルファ五目40食・麺汁
	アルファ乾燥白粥20食・白桃缶詰	カレーライス20食・みかん缶詰	アルファ乾燥白粥20食・麺汁
夕	アルファ白米40食・豚汁	アルファ白米40食・水団汁	アルファ白米40食・甘夏缶詰・レトルト煮魚
	アルファ乾燥白粥20食・豚汁	アルファ乾燥白粥20食・水団汁	アルファ乾燥白粥20食・甘夏缶詰・レトルト煮魚

●調理用使用水が1回に付き12L・・・合計108L必要

●備蓄食材在庫数

アルファ五目20食・アルファ乾燥梅粥20食・アルファ乾燥白粥80食

アルファ米カレーライス90食・レトルトフルーツミックス・白米50K・豚汁30食

ふりかけ3P 調味料

●注意点(衛生管理)

石けん、消毒用アルコール、サランラップ、使い捨て手袋、ビニール袋等の用意

エプロン、三角きん、マスク等の着用

十分な手洗いと十分な加熱、当日で食べること

防災備蓄品一覽表

H21, 7, 21現在

備蓄品目	備蓄場所	数量	賞味期限
アルファ白米50食炊き出しセット	防災倉庫	4セット(200食)	2009, 11, 05×3 11, 02×1
アルファ五目50食炊き出しセット	防災倉庫	2セット(100食)	2009, 11, 15 2009, 11, 01
アルファ米カレーライス30食	防災倉庫	4セット(120食)	2010, 9, 1
豚汁セット30食	防災倉庫	4セット(120食)	2010, 8, 10
アルファ乾燥白粥37g×50	防災倉庫	4セット(200食)	2009, 10, 25
アルファ乾燥梅粥39g×50	防災倉庫	2セット(100食)	2009, 10, 25
白米10キロ	栄養課食品庫	50キロ	
1号缶缶詰め4種(白桃、パイン、みかん、夏みかん)	栄養課食品庫	8缶	
塩・醤油・味噌・砂糖	栄養課食品庫	各10キロ	
レトルト煮魚	栄養課食品庫	10P	
ふりかけ	栄養課食品庫	250グラムX5P	
白絞油	栄養課食品庫	1斗缶	
乾麺	栄養課食品庫	10キロ	
小麦粉	栄養課食品庫	5キロ	
レトルトフルーツミックス	栄養課食品庫	8キロ	
飲料水(必要量:540ℓ)	防災倉庫	636ℓ 2ℓ×53ケース	2011, 7, 8
スコップ	防災倉庫	2本	
ハンマー	防災倉庫	1本	
ロープ			
医薬品、応急セット	医務室	トーメーボトル:1 オイチミンD:10gx10 キーパン:60gx3 サトウハップW:12Px2 洗淨綿ソフティ25px1 サトウバン帯状自由型50x2 サトウバン20px2 バイリールンホスピタル 大小x5 ユートク紙絆9mmx10m x3 ガーゼ局外30cmx1m x10 三角巾ロール巻x20 救援包帯x6 伸縮包帯4裂x5 パワーステンレスハサミx3 体温計x1 トゲぬき兼用ピンセット大x3 安全ピン5px5 救急手当て法x1 ポールペンx3 メモ帳x2 副木セット(大中小3枚組)x2 止血帯x2	
ヘルメット、防災頭巾	各部署管理		
AED	浴室前廊下		
軍手、懐中電灯、携帯ラジオ	防災倉庫		
拡声器2台、乾電池	事務所		
トランシーバー4基(事務所管理)、かまど大小各1台	防災倉庫		
発電機1機(100V,20A)	防災倉庫		
浄水器1台、浄水器カートリッジ12個	防災倉庫		
組み立て水槽1台	防災倉庫		
折りたたみリヤカー1台	防災倉庫		
テント1組	防災倉庫		
ブルーシート	防災倉庫		
石油ストーブ1台	防災倉庫		
ハロゲンライト、3脚各2台	防災倉庫		
仮設トイレ1台	防災倉庫		

静岡県の特徴

地震対策への住民の意識が高く、活動も活発

自主防災組織の活動カバー率がほぼ100%

マニュアルによる活動の周知徹底

静岡県「自主防災組織活動マニュアル」

- ・県内のすべての自主防災組織役員に配付
- ・すべての自主防災組織で「世帯台帳」「人材台帳」「災害時要援護者台帳」の整備を進めている



◆世帯台帳・・・組織内のすべての世帯について氏名、血液型、平日昼間の居場所等明記

◆人材台帳・・・組織内の資格・技能者の名簿（元消防職団員、保健師、看護師、警察官等）

◆災害時要援護者台帳・・・要援護者氏名、住所、電話番号、特記事項、連絡先（支援者、民生委員等）

みんなで災害時要援護者支援を考える

◆自主防災組織と民生委員が合同研修会

- ・自主防災組織の関係者と民生委員が、防災ゲーム「クロスロード」を使って災害時要援護者支援について考え、災害時におけるそれぞれの役割を確認しながら、お互いの連携について意見交換。
- ・お互いの視点の違い、連携の必要性を再認識。



要援護者支援について熱心に討議する参加者たち

自主防災組織 活動マニュアル



初めての
リーダーの
ために

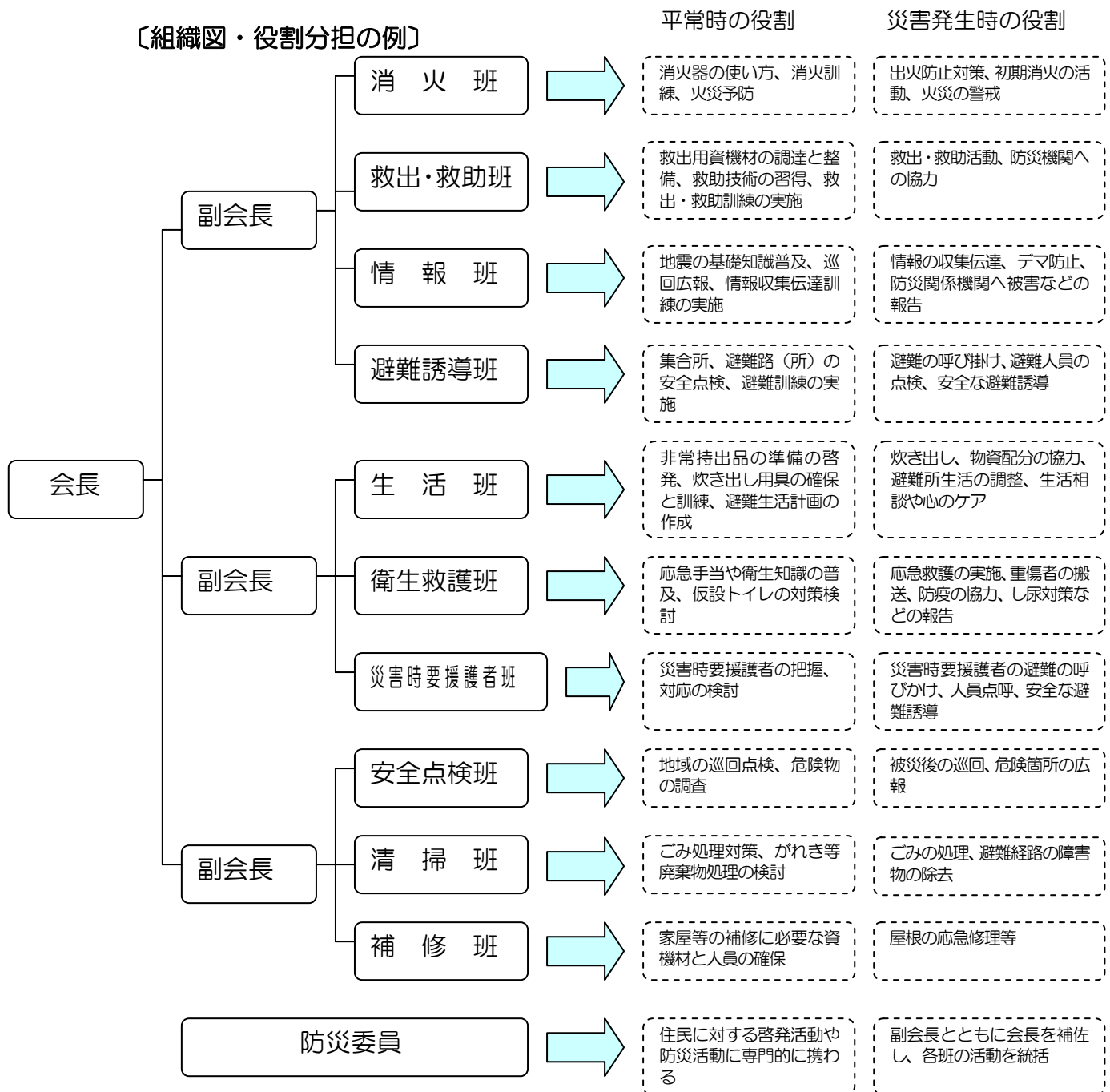
静岡県

3.自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員を中心とした組織体制であり、概ね下の図のような役割別の班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制をつくりましょう。

災害時には、臨機応変に弾力的な運用や指揮命令ができるよう対策を考えておきましょう。

〔組織図・役割分担の例〕



班編成にあたり一・人口、世帯数など各地域の実情に応じた班編成を検討してください。

・昼間に災害が発生した場合と夜間に発生した場合とでの班編成人員をシミュレーションしてください。

5. 自主防災組織で行う災害時要援護者支援

地域の方と協力して災害時要援護者を支援する体制を築きましょう

(1) 災害時要援護者支援とは

災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々（「災害時要援護者」）にとっては、安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。このような人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのために、地域の人たちの思いやりと支援が求められています。

ポイント

災害時要援護者の支援は日ごろから顔の見える関係にある方々が連携して行うため、民生・児童委員や社会福祉協議会など福祉関係者との連携が必要です。

(2) 災害時要援護者の把握（※「災害時要援護者台帳」の頁を参照）。

自主防災組織では「災害時要援護者台帳」を整備することになっています。いざ発災という時に、災害時要援護者の安否確認、避難支援等が確実にできるよう、地域で予め要援護者の所在を把握しておく必要があります。

ポイント

災害時要援護者は避難等に時間がかかることもあります。

事前にどのような支援が必要か話し合い、迅速に支援できる体制をつくるのが大切です。

(3) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援

- ① 東海地震注意情報や警戒宣言、発災後の情報など、災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要です。例えば、聴覚障害のある人には、直接連絡する担当を決めるなど音声以外の伝達方法が必要です。
- ② 寝たきりの高齢者など一人で避難することが困難な人は、事前に誰が避難地や避難所までの避難を支援するのか検討しておくことが大切です。
- ③ 避難地・避難所では、災害時要援護者が少しでも生活しやすい場所に配慮してください。必要に応じて災害時要援護者のための備蓄も必要です。

情報を伝達する際には、視聴覚障害のある人にも確実に情報が伝わるよう、放送と掲示板の併用や声かけをするなど複数の手段を確保することが大切です。

(4) 災害時要援護者が参加した防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日ごろからの地域のつながりです。災害時要援護者やその家族の方に、積極的に地域防災訓練に参加してもらいましょう。

(5) 「福祉避難所」について

市町によっては、災害時要援護者のための避難所として、予め「福祉避難所」を指定している場合がありますので、利用方法や避難の手順などを確認しておきましょう。

ポイント

福祉避難所とは、施設がバリアフリー化された老人福祉センターや社会福祉施設など災害時要援護者に配慮した避難所です。体育館などの避難所と比べ、生活しやすく、介護など支援を受けやすい場所です。

プライバシーの保護に配慮して自主防災組織が責任を持って保管する。 自主防災組織名（ ）

■世帯台帳（モデル）

世帯主		電話 番号		避難 先	津波や山・がけ 崩れ危険予想 地域	警戒宣言発令時	避難地〔 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 〔
住 所						突発自身時 ※	津波避難ビル・高台・避難地・その他〔
※ 住居 形態	持 借 ア パ ン シ ョ ン 間 そ の 他 家 家 ト ョ ン 借 他		平 階 屋 建		延焼火災危険予想地域		一次避難地〔 広域避難地〔
※ 地域 特性	津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、延 焼火災危険予想地域、液状化危険予想地域、その他				その他の地区	地震発生後、 自宅に住めな くなった場合	避難地〔 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 〔

No.	(ふりがな) 氏 名	続 柄	明・大・昭・平 年 月 日	血液型		昼間の居場所（平日）	緊急時の自主防災 可能＝○ 組織への協力 不可能＝×			防災上の参考事項役に 立つ資格・技能災害時 要援護者の状況 等
				ABO	Rh		平 日	休 日	夜 間	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

■人材台帳（モデル）

自主防災組織名

資格・技能等	(ふりがな) 氏 名	住 所	職 業	連絡先・方法（電話番号）		備 考
				昼 間	夜間・休日	

○資格・技能等の例…元消防団員・隊員・保健・助産・看護師、元警察官・自衛官、整体・整骨師、
栄養・調理師、救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者、重機等のオペレーターなど

プライバシーの保護に配慮して自主防災組織が責任を持って保管する。 自主防災組織名（ ）

■災害時要援護者台帳(モデル)

状態	災害時要援護者氏名 住所、電話番号		特記事項	連絡先（支援者、民生委員など）			
				平日の昼間		夜間及び休日	
				氏名	連絡先	氏名	連絡先
				①		①	
				②		②	
				③		③	
	電話			④		④	
				①		①	
				②		②	
				③		③	
	電話			④		④	
				①		①	
				②		②	
				③		③	
	電話			④		④	

静岡県県立高校での取組

静岡県の 特徴

夏休み宿泊研修の実施

災害時の「即戦力」として高校生に期待

◆静岡県では、地震発生時には高校生も地域の防災リーダーとして即戦力となることを期待している。本年は夏休み期間中に、県内75校から約180人の高校生が参加し、1泊2日で防災に関する知識・技術を身に付けるとともに避難所運営・避難所生活を体験した。



高齢者に対する立ち上がり補助の訓練



避難所運営ゲーム「HUG」を体験

組み立て式仮設トイレの設営



和歌山県立田辺工業高校での取組

田辺工業高校の 特徴

高校と町内会が連携

生徒会を中心とした地域密着型の防災活動

◆高齢化が進み、つながりが薄くなった地域を結ぼうと、4年前から、高校生が町内会に声をかけ、地域と一緒に防災訓練を実施。

◆高校と町内会が共同で行う避難訓練では、生徒が高齢者を訪問し避難誘導を行っている。

◆いざという時の避難生活や防災のためには住民同士のきずなが重要と考え、地域の清掃ボランティアや防犯パトロールに参加するなどして、住民との交流を深めている。

◆平成20年には、田辺市内の4高校の生徒約900人を集め「高校生防災フォーラム」を開催。昭和南海地震による津波被害について発表し、高校生たちの防災に対する意識を高めた。



生徒たちが高齢者を避難誘導する訓練の様子